

## 障がいのある学生の支援に関する基本方針

真理を求める人にその道を指し示すことこそ、教育の役割である。すべての人は教育を受ける権利を持ち、望む人に、その機会は平等に与えられなければならない。このことは、障がいがある故に損なわれることがあってはならない。

また、各人それぞれが持つ、人としての個人的性質、即ち個性は、尊重されなければならない。その際、まだ可能性の段階にある潜在する個性も、教育によって伸び広げられ開花し得るものとして捉え、同様に尊重されなければならない。

本学における障がいのある学生への支援は、上記の認識の下に行われるもので、それは「真理愛好・個性尊重」という本学の建学の精神の実践と同義である。それ故に、障がいを理由とした差別が行われることによって、この精神が共有されず、その実現が妨げられることがあってはならない。

以上の決意の下に、障がいのある学生の支援に関する基本方針を以下に定める。

1. 学生自身の意思及び障がいの個別性を尊重し、それを基礎として、平等に教育を受ける機会を保障する。
2. 学生生活を通じて、障がいのある学生の自律性・主体性を高め、効果的な社会参加と自立に向けた修学支援を行う。
3. 教育における多様性を尊重し、すべての学生が共に学び、助け合うことのできる環境づくりを行う。
4. これらの活動を通じて、大学全体の教育、並びに学生を支援する能力の向上と、それに向けての体制の整備を推進すると共に、学生と教職員への建学の精神の涵養を図る。

2020年1月23日 評議会承認

2020年4月1日 改正